

三月三十一日より次の区域で

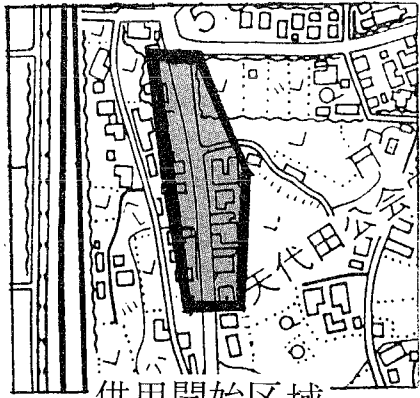
下水道が使用できます

下水道の供用開始は、昭和六十一年八月一日より順次行われており、今年三月三十一日から左図の区域が供用開始の運びとなります。

地域町名は、松ヶ丘全域及び天ヶ沢第二、矢代田第一、第二、第三、第十の一部です。

この区域の方々は、「三年以内に排水設備工事を完了」していただきたくお願いいたします。

尚、すでに供用開始が行われている区域内で、排水設備工事のお済みでない方は、お早く工



供用開始区域

事を完了されますようお願いいたします。

供用開始区域で排水設備工事を行えば、当然工事費がかかります。町で低利に資金をお貸しする制度がありますので利用してください。

今後の小須戸町下水道計画

について

下水道は、私達の日常生活に不可欠な施設で浸水の防止、汚水の排除、トイレの水酸化といった生活環境の改善のみならず河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設であります。

下水道の整備によって快適な

生活環境を実現することは市街化区域はもちろんのこと市街化調整区域においても欠くことのできない施設であります。

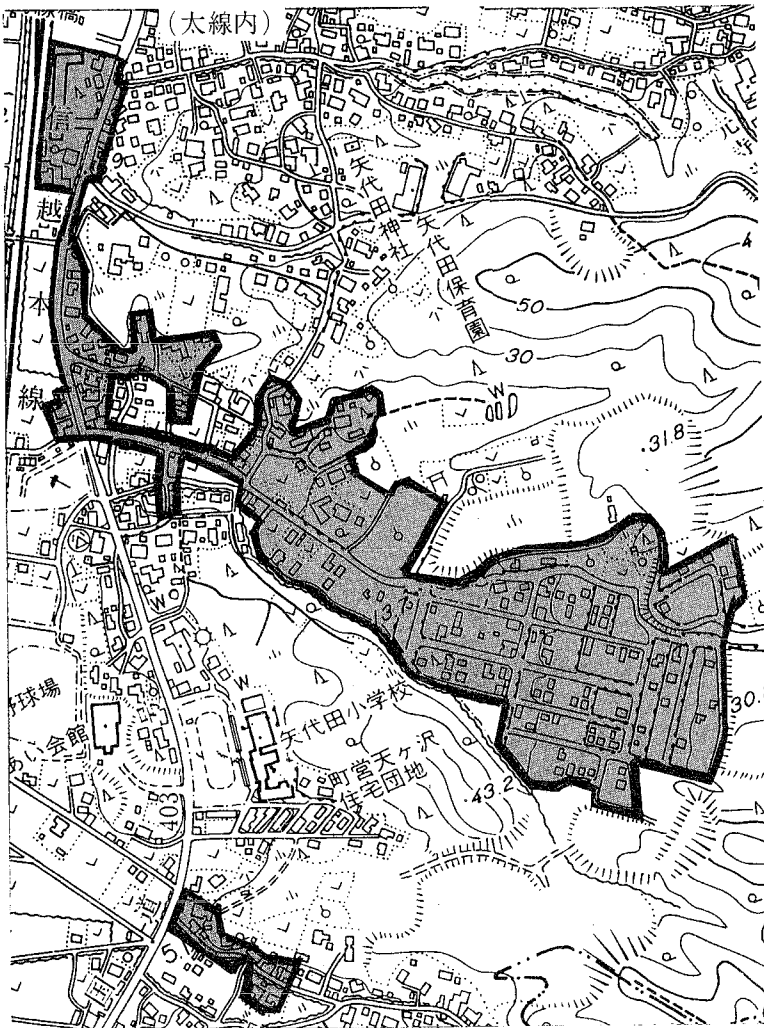
本町は昭和55年市街化区域を対象に事業認可を受け管網の整備促進に努めてきた結果、平成8年度で完了の予定であります。

平成2年に市街化調整区域を対象に緊急度、必要度等の調査を実施したところ必要と答えた人が75%と高く、時期についても早くと答えた人が79%でした。

下水道整備を望む声が多いことから、今後、全町にわたって水質汚濁の防止、環境の整備を目的に下水道整備の促進に努めていく考えであります。

建築物防災相談所の開設

平成6年3月1日(火)～平成6年3月7日(月)まで建築物防災週間です。建築物防災週間に伴い防災相談所も開設いたします。新津土木事務所建築課
期間 三月一日(火)～七日(月)
(土・日曜日は除く)
午前九時～午後四時



春は異動の季節です 国民年金の手続きを忘れずに

三月・四月は就職や退職、転勤など、異動の多い時期です。

異動によって国民年金の加入の種類が変わったり、住所を変更したときは、国民年金の手続きが必要で、手続きを忘れていると、将来、不利になることがありますので、速やかに役場に届け出るようにしましょう。



来月から国民年金保険料が一、一〇〇円になります

国が運営する国民年金制度は、毎年、毎年の物価上昇に見合った年金額の引き上げを行っています。

今年も四月から年金額が引き上げられます。これに伴い、国民年金の保険料も月額一、一〇〇円に改定されます。

国民年金は、あなたの納めた保険料が今の年金受給者を支え

やがてあなたも次の世代に支えられる相互扶助のもとに成り立っています。ですから、年金給付と保険料にバランスを保つために、保険料も少しずつ引き上げていかなければなりません。

皆さんのご理解をお願いいたします。

小須戸町大学生奨学金 貸付申込みを受け付けます

優秀な学生が経済的な理由により、就学が困難な者に対して学資を貸与し、人材の育成を図ることを目的にした、小須戸町奨学金貸与制度があります。

この制度は、大学生(短期大学、専門学校は除く)を対象にしたもので、希望される方は次に申し込みをしてください。

資格
一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟。
二、善良で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められた者。

貸与月額 二万五千円(六年度新規申込者より三万円になる予定です)。
貸与期間 貸与決定の月から在学する学校の最短期間(卒業期まで)。

手続 六年度の貸付を希望される方は、奨学金貸与申込書を四月二十五日(月)までに教育委員会へ提出してください。(申込用紙は教育委員会に準備してあります。)

平成六年度小・中学校児童生徒の 就学援助申請は三月二十二日(火)までに

経済的な理由により就学が困難な家庭の子供に、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

援助を受けられる保護者
平成五年度において、保護者が、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者、市町村民税の非課税又は減免を受けた者、個人事業税の減免を受けた者、固定資産税の減免を受けた者等で、生活困窮により真に援助を必要とする者。

申請手続
保護者は三月二十二日(火)までに教育委員会に申請書を提出してください。今まで受けていた人でも希望者は、毎年申請していただきます。(申請用紙は教育委員会にあります。)

認定
援助の認定は、申請書や他の資料及び必要に応じ、関連機関の助言を参考にし決定します。※詳細は教育委員会にお問い合わせください。

援助する費目

度として決定します。
○その他 小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。(奨学金は無利子とします。)
※詳細は教育委員会へ、お問い合わせください。